主

一、原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は控訴人に対し金七拾五万円及びうち金六拾万円に対する昭和四拾五年九月弐日以降右金員完済に至るまでの年五分の割合による金員を支払え。 控訴人のその余の請求を棄却する。

二、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

三、 この判決は控訴人勝訴の部分に限り、仮に執行することができ

る。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対し金七五万円及びこれに対する昭和四五年九月二日以降右完済に至るまでの年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との旨の判決及び仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠の関係は、控訴代理人において、甲第五号証及び第六号証の一ないし三を提出し、甲第六号証の一は、昭和四八年一〇月一日控訴代理人が被控訴人所有の店舗建物を撮影した写真、同号証の二及び三は、同年一二月三日控訴代理人が、訴外株式会社高野商事の事務所兼店舗を撮影した写真であるが、現在右建物は貸家に改造されて他に賃貸されているものであると付陳し、当審における控訴人及び被控訴人本人尋問の結果を援用し、被控訴代理人において、当審における被控訴人本人尋問の結果を援用し、上記甲第五号証の成立及び第六号証の一ないし三が控訴人説明のとおりの写真であることを認めたことを付加するほかは、原判決事実摘示と同一である。

理 由

一、 控訴人が昭和四三年四月三〇日訴外株式会社高野商事(以下訴外会社という。)の取締役になつたことおよび控訴人が同年六月頃訴外会社に対して金一〇〇万円を交付したことは、当事者間に争いがない。

二、 控訴人は、訴外会社に対し右金一〇〇万円を貸付けたものであるところ、 昭和四五年九月一日訴外会社との間において、右金一〇〇万円のうち金六〇万円を 目的として準消費貸借契約を締結し、被控訴人は訴外会社の右債務を保証した旨主 張するので、この点について判断日本。

成立に争いのない甲第一、第二号証、第四、第五号証及び乙第一ないし第四号証、原本の存在および成立につき争いのない甲第三号証、原審証人A及び同Bの各証言(但しいずれも後記措信しない部分を除く。)原審および当審における控訴人本人尋問の結果、当審における被控訴人本人尋問の結果(但し後記措信しない部分を除く。)並びに弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

三、 被控訴人は、控訴人と訴外会社との間における金一〇〇万円の金銭消費貸借および右に認定した金六〇万円の準消費貸借は、いずれも商法第二六五条に規定

ができず、他に右認定を覆えずに足りる証拠はない。 〈要旨〉右認定の事実によれば、訴外会社は形式上株式会社ではあるが、その実質は被控訴人の個人企業に外なら〈/要旨〉ないのであつて、さきに認定したとおりの経過で成立した控訴外会社間の金一〇〇万円の消費借および金六〇万円の消費貸借につき、商法第二六五条の規定を根拠としてこれを無効とする被控訴人主張は、信義則上許されないものといわなければならない。さらに、前顕甲第一日主張とは、信義則上許されば、前認定の準消費貸借が成立した昭和四三年九月。と記述ので表述の取締役は、被控訴人が同年六月当時も同様であるために、被控訴人が訴外会社に金一〇〇万円を貸付けた同年六月当時も同様であるためによびで訴人が訴外会社に金一〇〇万円を貸付けた同年六月当時も同様であるために、被控訴人が訴人と控訴人が立会の上で右とがが持ちれたことがあるに、被控訴人の上であるに、被控訴人の表記を採用するとができないわけではなく、いずれにしても被控訴人の前記主張はこれを採用するとができない。

してみれば控訴人の本訴請求は、金七五万円およびうち金六〇万円に対する昭和四五年九月二日以降右完済に至るまでの年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において正当として認容すべく、その余は失当として棄却すべきである。四、よつて、右と結論を異にする原判決は一部不当であるから、民事訴訟法第三八四条第一項及び第三八六条の規定によつて原判決を変更すべく訴訟費用の負担につき同法第九六条及び第九二条但書、仮執行の宣言につき同法第一九六条の規定を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 平賀健太 裁判官 安達昌彦 裁判官 後藤文彦)